

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

憲法第九条の戦争放棄の規定
によって、他国の防衛までを
やるということは、どうしても
憲法九条をいかに読んでも
読み切れない

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

- 外国の侵略が現実に起こった場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。
その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する解釈の論理の根底でございます。
- その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が侵略されているということは、まだ日本国民の生命なり自由なり幸福追求の権利が侵されている状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。
日本への侵略行為が発生して、そこで初めて自衛の措置が発動する。

昭和47年5月1日 真田次長答弁

- 連带的関係にあったからといって、わが国自身が侵害を受けたのでないにかかわらず、わが国が武力をもってこれに参加するということは、これは**よもや憲法九条が許しているとは思えない**
- (わが国に武力攻撃が発生した場合においてのみ武力の行使が許されるというのが)**憲法のぎりぎりの解釈**

昭和56年6月3日 角田 長官答弁

- 集団的自衛権につきましては、全然行使できないわけですから、**ゼロ**でございます
- 集団的自衛権は**一切行使できない**
- 日本の集団的自衛権の行使は**絶対できない**

昭和56年6月3日 角田 長官答弁

稲葉委員

いわゆる他衛、他を守るということは自衛だ
というふうになってくるのじゃないですか。
・・・(略)外国が侵害を受けている...その
結果として日本の国家の存立や何かに関係する
という場合でも、日本は何もできないとい
うことですか。

角田長官

わが国に対する武力攻撃がなければ、わが国
の自衛権の発動はないということを申し上げ
たわけでありませう。

○宮崎参考人（※元内閣法制局長官）

次に、四十七年政府意見書とはどういうものか
であります。

限定的な集団的自衛権なら合憲であり得るとい
う主張は、まず、四十七年意見書の文言自体に反
します。同意見書は、結論として、「したがって
他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその
内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法
上許されないといわざるを得ない。」としている
のでありまして、留保なしに、論理的帰結として
記述しています。どうしてこの文書を集団的自衛
権容認の根拠として使えるのでありましようか。

文言に反するさらなる点を指摘します。

同意見書は、九条も、我が国がみずからの存立
を全うし国民が平和のうちに生存することまでを
放棄していかないことは明らかであるが、しかしな
がら、それは、あくまで外国の武力攻撃によって
国民の生命、身体、幸福追求の権利が根底から覆
されるという急迫不正の事態に対処するためのや
むを得ない措置として初めて容認されるものであ
ると指摘しています。

この部分は、昨年七月一日の閣議決定にもその
とおり引用され、この基本的論理は、憲法九条の
もとでは今後とも維持されなければならないと言
われています。

この「外国の武力攻撃」とは何を指すかであり
ます。外国とは相対的な概念でありますから、そ
の後に「国民」とありますので、それとの関係に
おいて考えるしかありません。つまり、外国の我
が国に対する武力攻撃によって我が国民のと読む
しかないのです。

四十七年意見書と同趣旨を述べている平成十六
年六月十八日答弁書というのがあります。そこ
には、「外部からの武力攻撃によって国民の生命
や身体が」と言っています。これは同じことなん
ですが、これを見れば、外部から我が国に向けて
なされる武力攻撃のことだけを指していることは
より明白であります。

ところが、現在の政府答弁は、四十七年意見書
に我が国に対すると明白には書かれていないから
「外国の武力攻撃」とある表現には、我が国と密
接な関係にある外国に対する武力攻撃も含むと読
めると強弁して、いわゆる新三要件には四十七年

見解との連続性があると主張しているわけですが
これは、いわば、黒を白と言いくるめる類いと言
うしかありません。

同年意見書における集団的自衛権違憲との結論
は、その文章構成自体からも、論理的帰結として
述べられているのであって、当時の状況のみに応
じた、いわば臨時的な当てはめの結果などと解す
る余地は全くないと思います。

次に、さらに、四十七年政府意見書から、集団
的自衛権の限定的容認の余地を読み取るという
のは、前後の圧倒的な経緯に明らかに反します。

まず、四十七年意見書がなぜ参議院決算委員会
に提出されたのかのいきさつであります。

これに先立つ同年五月と九月に、野党の水口委
員という方が、当時の法制次長と法制局長官に対
し、集団的自衛権についての論争を挑みました。
これに対して当時の真田次長、吉国長官は、最高
裁の砂川判決で自衛権が承認されておりまして紹
介しつつ、ある他国が仮に我が国と連带的関係に
あったからといって、我が国自体が侵害を受けた
わけでないにかかわらず、我が国が武力をもって
これに参加するということは、よもや憲法九条が
許しているとは思えない、論理的帰結として、い
わゆる集団的自衛権の権利は行使できない、これ
は政策論として申し上げているわけではなくて、
法律論として申し上げているつもりと繰り返し答
弁しました。

それに対し、質問者から、それではその点明確
に文書で回答願いたいとの要求があり、それに対
して政府の回答として出されたのが、この四十七
年政府意見書なのであります。だからこそ、その
意見書は、冒頭に、政府は、従来から一貫して、
いわゆる集団的自衛権を行使することは、憲法の
容認する自衛の措置の限界を超えるものであって
許されないとの立場に立っているが、これは次の
ような考え方に基づくものであるとの書き出しを
もって始まっているのです。

さて、四十七年見解の後について見ても、集団
的自衛権は、論理的に、留保なしに憲法に違反す
るといのが政府の一貫した明示の立場でありま
した。一例だけ申し上げます。

平成十六年六月、先ほど申しましたように、島
聡議員という方から質問主意書が出され、政府か
ら正式な答弁書が出されております。同議員は、
ちよつと省略しますが、場合を限局して、限って
集団的自衛権の行使を認めるという解釈をとるこ
とができないかと質問しているのですが、同答弁
書は、先ほど述べたとおり、四十七年政府意見書
とまさに同一の論理でこれを否定しているのであ
ります。

今回の法案は、昨年の閣議決定で決めた「我が
国の存立が脅かされ、一云々を存立要件と称し、
集団的自衛権の行使が限定的である歯どめだと
しています。しかし、いわゆるホルムズ海峡の答弁
や、米軍の存在が我が国の死活的利益であるとの
外務大臣答弁を見れば、この要件が何らの歯どめ
になっていないことは既に明らかになっていると
私は思います。

最近、政府当局者は、自国を守るための集団的
自衛権とそれ以外の集団的自衛権を分け、後者を
フルスペックの集団的自衛権と称し、前者は合憲
後者は違憲と言っています。しかし、自国防衛と
称して、攻撃を受けていないのに武力行使をする
のは、違法とされる先制攻撃そのものであります。
また、自国の利益とかかわりのない、あるいは希
薄な集団的自衛権などというものが、かつて主張
されたことがあったでしようか。どこの国も、自
国の死活的な利益にかかわると称して集団的自衛
権行使の軍を出しているのです。

かようなものだけをフルセット集団的自衛権と
定義するなどは虚構であり、まして、四十七年政
府意見書を含む累次の政府見解が違憲と言ってきた
のは、このフルスペックの集団的自衛権のこと
であったなどというのは、歴史を甚だしく歪曲す
るばかりか、仮にそうであるならば、従来の政府
解釈を変更したというみずからの言明との矛盾も
来すものであります。

以上、集団的自衛権の行使容認は、限定的と称
するものを含めて、従来の政府見解とは相入れな
いものであって、これを内容とする今回の法案部
分は、憲法九条に違反し、速やかに撤回されるべ
きものであることを述べました。

※P.4 平成16年6月18日
答弁一四号

あなたにたいして

「集団的自衛権は想定外」

政権が依拠する「72年政府見解」作成の元法制局長官(94)が激白

免罪符の致命的なほころびが、また一つ明らかになった。

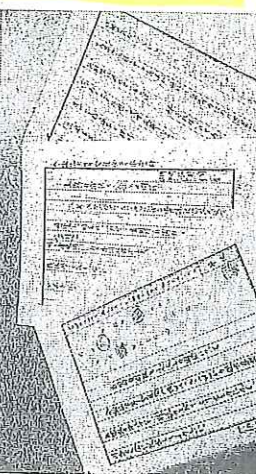
安倍政権が集団的自衛権行使容認のよりどころとする、内閣法制局作成の「1972年政府見解」(以下、「見解」)作成に携わった幹部でただ一人存命の角田礼次郎・元内閣法制局長官

が、本誌の直撃に長い沈黙を破った。

当時、田中角栄政権で憲法解釈を担当する法制局長官として「見解」の作成に関わり、その後は最高裁判事などを歴任した角田氏。「見解」について、このように明言した。

「集団的自衛権をいざさかでも認めるなどという考え方は、当時は全然なかった。与党、野党、内閣法制局を合わせてね」

8月13日、都内の自宅で取材に応じた角田氏。斬って痛めたという左腕のギブスが痛々しかったが、口調は明快だった。「40年以上前のことだから」とこれまで取材を断ってきたと



「1972年政府見解」の原本の写し(小西謙二提供)。角田氏の目も併せている

「重大な案件なら、法制局内でも、総理や官房長官との間で議論になるし、さすがに覚えているはずだが、記憶にない。当時はあまり問題にならなかつたんでしよう。集団的自衛権が何らかの形で認められるなんてどう考えてもなかつたし、そういう主張をした人もなかつた」

記憶にないのも無理はない。「見解」は、集団的自衛権の行使はできないという従来の憲法解釈を恐れたものにすぎず、目新しいものではなかつたからだ。ところが昨年、12年ぶりに「見解」を「暴風」した安倍政権は、ここに集団的

自衛権の行使を限定承認する考え方が含まれているといふ、真逆の主張をし始めた。元総務官長で、国会でこの問題を追及してきた良子(小西謙二)の参院議員が解説する。

「見解」には「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」場合に自衛のための措置が容認されると書かれている。「外国の武力攻撃」が日本へのものかと明言されていないことに目を付けた安倍政権は、同盟国などへの攻撃も日本の自衛の措置の対象に含まれる場合があると主張しているのです」

こうした安倍政権の理屈を説明すると、角田氏は苦笑してこう切り捨てた。

「横倉(裕介・現法制局長官)君がそう言っているの? そういふ分析をした記憶はないし、そういう理屈はなかつたと思いますね」



角田氏(96年撮影)は法制局長官時代の83年、国会で「集団的自衛権の行使を認めたいなら、憲法改正という手段をとらざるを得ない」とも答弁している

ここに書かれている「外国の武力攻撃」は、日本そのものへの攻撃のことです。日本が侵略されていなくても、いかにどうなる、なんて議論は当時なかつた。これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っていなかつた。いや、よく掘り出したものだね」

角田氏の話を書ける別の証拠もある。

そもそも72年10月7日に「見解」が作成されたのは、同年9月14日の参院決議案での社会党議員の集団的自衛権についての質問がきっかけ。そこでは、角田氏の上司で「見解」作成の最高責任者だった吉田一郎法制局長官(2011年に死去)が、こう答弁しているのだ。「他国が―日本とは別なほかの国が侵略されている」ということは、またわが国

民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵害されている状態ではないということ、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ(議事録から)

他国ではなく日本そのものが攻撃されない限り自衛の措置をとれないと、ハッキリ言っている。吉田長官は、こんな強い言葉も使っていた。

「わが国は憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということ、どうしても憲法九

条をいかに読んでも読み切れない(同)

これらの答弁をまとめたものが「見解」なのだ。前出の小西議員は8月3日の参院特別会で吉田氏の答弁について横倉法制局長官を問い詰めたが、横倉氏は「72年当時の事実認識が、近時の安全環境環境の變化によって変わった」などと

繰り返すばかりだった。小西議員がこう憤る。「横倉氏は集団的自衛権の行使を認める論理は「見解」を作った担当者の頭の中にあつたと答弁していました。角田氏本人の証言で、まったくのインテリが露呈してしまつた。まさに法的

安定性の否定そのものです。官僚たちとこの議論をするとき、みんな驚かされて口もあきれる。法案が違憲だとわかつてるんです。安倍政権は、安倍政権による事実上のクーデターにほかならない。日本はいつから、こんなに「危ない」国になつてしまつたのか。

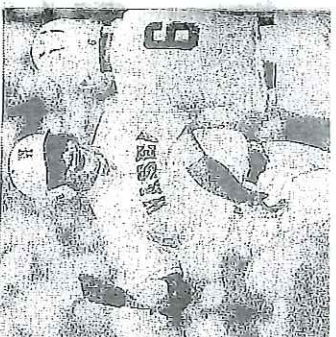
「怪物」清宮初ア「手」握りが見えた「驚異の動体視力」

それにしても本物である。改めて紹介するまでもなく、早稲田美業の1年生、清宮幸太郎(17)である。

甲子園初戦(対今治四)の試合後、壇上の舞台に立ち、安打を放った感徳を聞かれた清宮は、「甲子園は、格、が違いますね。ヒット一本くらい打たなきゃ不しがつかない」そう言つてのけた。しかし、何より格の違いを見せつけるのは清宮自身だ。

各校が徹底研究し、清宮は弱点とされるインコースを攻め続けられた。相手投

手のコントロールが狂えば体に当たる。初戦、2回戦と清宮は二つの死球を受け、3回戦の東海大甲府戦でも、第1打席は死球だった。その日の試合前、東海大甲府の村中秀人監督は、怪物1年生を挑発するような発言を連発していた。「インコースを攻めます。内の悪いボールを打ち返したら拍手しましょう。(高卒時代に村中監督と同級生だった)原監督より上だ、とね。(身長184センチ、守備が不安視される清宮に対し)バントも狙いま



ず。カバハハ」

発言自体が清宮の耳に入ることはないのだが、執拗な内角攻めに怪物はびくともしない。そして無死一塁で迎えた第2打席、清宮は失投を見逃さず、ライトスタンドへアーチをかけた。「(相手投手の)握りがチエンシアップはかつたんで狙いました。打つた瞬間、入つたと思ひました。映画みたいに、ちよつとの瞬間、苦音があつて、ブーンという大歓声が聞こえてきた。想像していたのとはちよつと違う感じでした」

投手の握りを一瞬で確認して狙い打つとは、どんな動体視力をしているのか。くだらない記者の質問にはちよつと答え、的を射た